

連携協定を活用した観光振興プロモーション業務

業務仕様書

令和 8 年 4 月  
岩 手 県

## 業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「連携協定を活用した観光振興プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 目的

株式会社ポケモン（以下「TPC」という。）との連携により、本県の周遊・滞在型観光の促進及び交流人口の拡大を図るため、いわて応援ポケモン「イシツブテ」（以下「イシツブテ」という。）を活用したスタンプラリー及びプロモーションを実施するもの。

#### (2) 業務名称及び数量

「連携協定を活用した観光振興プロモーション業務」一式

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日（金）まで

#### (4) 委託料の上限額

5,484,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 業務の仕様に関する事項

本業務の受託者は、本業務の目的及び以下の事項を踏まえ、本県の周遊・滞在型観光の促進及び交流人口の拡大を図るために効果的な、県内に設置されている「ポケふた」（※）を活用したスタンプラリー及びプロモーションを企画・実施すること。

（※）「ポケふた」：ポケモンが描かれたマンホールの蓋のこと。

#### (1) スタンプラリーの実施

県内のポケふた設置場所付近にポケふたスタンプを設置し、応募条件以上のスタンプを集めた参加者に、抽選でオリジナルのイシツブテグッズや県産品等をプレゼントするスタンプラリーを実施すること。

なお、以下の要件を必須とし、特に沿岸地域及び県北地域への周遊を促進できる工夫を加えた企画を提案すること。

#### ア 実施期間（予定）

令和8年7月11日（土）から令和8年12月13日（日）まで

#### イ 実施形態

台紙にスタンプを押す紙媒体のスタンプラリー

#### ウ スタンプ設置数及び場所

①ポケふたスタンプ 35個：県内のポケふた設置場所近隣施設（常設を想定）

②イベントスタンプ 2個：受託後に県が指定する場所（期間限定での設置を想定）

## エ その他

参加者が記念としてスタンプ台紙を手元に残すことができるよう、撮影したスタンプ台紙をアップロードして景品に応募する専用フォームを実装すること。

## (2) 必要な用品の準備及び維持管理等

### ア スタンプ

#### (ア) スタンプの製作

以下のとおり、2種類のスタンプを新たに製作すること。

	①ポケふたスタンプ	②イベントスタンプ
個数	40 個 (運用分 20 個、予備 20 個)	4 個 (運用分 2 個、予備 2 個)
デザイン	20 市町村の各ポケふた絵柄	イシツブテをモチーフにした絵柄
規格	シャチハタ X スタンプ、丸型印 50 号 (品番 XE-50K)	
備考	県北、県央、県南地域、計 20 市町村のポケふた絵柄	

※ ①ポケふたスタンプ 35 個のうち、15 個は県が製作済み (沿岸地域 13 市町村、「イシツブテ公園 in くじ」及び「イシツブテ公園 in きたかみ」のポケふた絵柄)

※ いずれも県が製作済みのスタンプと同規格で製作すること。

※ 盗難や破損等の場合に備え、それぞれ予備スタンプを 1 個製作すること。

#### (イ) スタンプの設置

- ①ポケふたスタンプは、県が所有する 15 個のスタンプと、新たに製作する 20 個のスタンプを設置すること。
- ②イベントスタンプは、受託後に県が指定する場所及び期間に設置すること。
- 具体的な設置場所は、受託者が提案及び調整することとし、県と協議の上、決定すること。
- ポケふた設置場所付近の施設かつ有人の施設への設置とすること。

#### (ロ) スタンプの管理

- スタンプは、設置施設の営業時間のみ設置し、盗難対策を講じること。
- 「スタンプ取扱いマニュアル」を作成し、スタンプ設置施設に配布、説明すること。
- スタンプの破損防止となる案内表記を作成し、スタンプ台に掲出すること。
- スタンプが破損したり、紛失したりした場合は、受託者が修理等対応すること。

### イ スタンプディスプレイ

- 県が指定する規格 (シャチハタ、スタンプラリーディスプレイ差替えタイプ L セット、置台丸型 50 号用 (品番 SR-PD-XE50)) のスタンプディスプレイを 22 組 (新たに製作するスタンプ分) 用意すること。
- 県が所有する 15 個分のスタンプ用のディスプレイ 15 組は、県から支給したものを使用すること。

### ウ スタンプ台紙

#### (ア) 台紙の制作

- 50,000 部以上制作すること。

- ・ ①ポケふたスタンプ 35 個及び②イベントスタンプ 2 個全てが片面へ押印できる設計とすること。
- ・ スタンプラリーの概要が分かり、参加したくなるようなデザインとすること。
- ・ スタンプ設置場所が視覚的に分かりやすいように工夫すること。

#### (イ) 台紙の管理

- ・ 主にスタンプ設置施設に配架することとし、原則として、受託者が配架すること。
- ・ 期間中は、スタンプ設置場所またはその近くに台紙を常置し、在庫が切れないう管理すること。

### エ 景品

#### (7) 景品の設定

- ・ イシツブテ及び岩手県の魅力がPRできるような景品を複数設定すること。
- ・ 景品の内容と応募条件は、提案をもとに県と協議の上、決定すること。

#### (イ) 景品の製作

- ・ 景品のうち2種類以上は、「イシツブテ」をモチーフとした景品（非売品）を新たに製作すること。
- ・ 新たに製作する景品の内容及び数量は、提案をもとに県と協議の上、決定すること。

#### (ウ) 景品の抽選

- ・ 抽選は、原則として受託者が行うこと。
- ・ 応募締め切り後、1週間以内に抽選すること。

#### (エ) 景品の発送

- ・ 当選者への景品の発送は、原則として受託者が行うこととし、抽選後、速やかに行うこと。
- ・ 本スタンプラリーの景品に当選したことが分かる添書を添えること。
- ・ 発送が完了したことが分かる資料を保存すること。

### オ その他

当該スタンプラリーの実施にあたり、必要な備品や景品等の新たに製作するものについてかかる購入費、製作費、印刷費、デザイン費及び輸送費等は、委託料に含まれるものとする。

### (3) プロモーションの実施

当該スタンプラリーの認知から参加、周遊につながる効果的なプロモーションを実施すること。

#### ア 特設 WEB サイトの開設

##### (7) 掲載内容

- ・ スタンプラリーの概要
- ・ スタンプ設置施設の情報
- ・ 関連する観光施設や観光イベントの紹介
- ・ 「岩手県×イシツブテ」の取組紹介
- ・ スタンプラリー期間中のイシツブテグリーティングの情報

##### (イ) 開設時期

実施期間の1週間前から景品の発送が完了するまで

(ウ) その他

- ・ 岩手県のサブドメインを使用の上、開設すること。
- ・ 特設 WEB サイト内に景品の応募専用フォームを実装すること。

イ ポスターの制作

(ア) 掲載内容

スタンプラリーの概要  
特設サイトの QR コード

(イ) 規格及び制作数

- ・ B1 サイズ、片面、フルカラー印刷
- ・ 600 部以上

(ウ) 配架先

- ・ スタンプ設置施設に配架し、スタンプ設置場所の近くに必ず掲出すること。
- ・ 上記以外の配架先は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 原則として、受託者が配架すること。

(エ) その他

ウ チラシの制作

(ア) 掲載内容

スタンプラリーの概要

(イ) 規格及び制作数

- ・ A4 サイズ、両面、フルカラー印刷
- ・ 5,000 部以上

(ウ) 配架先

- ・ スタンプ設置施設以外の観光施設等に配架すること。
- ・ 配架先は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 原則として、受託者が配架すること。

エ グリーティングの実施

- ・ スタンプラリー期間に県内外で実施される観光イベント等と連携して「イシツブテ」のグリーティングを開催し、スタンプラリーを PR すること。
- ・ 実施については、県と協議の上、決定すること。

オ その他

- ・ 上記ア～エのほか、当該スタンプラリーの認知から参加、周遊につながる効果的なプロモーション（最適な媒体、手法、実施時期、実施回数等）を提案すること。  
なお、提案の実施内容に要する経費も、上記 1 (4) 委託料の上限の範囲内とする。
- ・ 当該プロモーションの実施にあたり、必要な印刷費、デザイン費、購入費、輸送費及び運営費等は、委託料に含まれるものとする。

(4) 問い合わせの対応

ア スタンプ設置施設からの問い合わせ対応

- ・ スタンプ設置施設がスムーズに対応できるよう、「スタンプラリー運営マニュアル」を作成し、事前に配布して説明をすること。
- ・ スタンプ設置施設等の関係者から問い合わせに、随時対応すること。

#### イ 参加者からの問い合わせ対応

- ・ 参加者からの問い合わせは、受託者にて対応すること。
- ・ 問い合わせの対応時間は、土曜日及び日曜日、祝休日を除く午前9時から午後5時までとする。  
なお、対応時間帯を変更する場合は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 対応が困難な問い合わせ等があった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。
- ・ 問い合わせの内容は、随時県に報告すること。

#### (5) 事業効果検証、報告及び分析

##### ア 参加者アンケートの実施

- ・ 景品応募時に参加者へのアンケート調査を実施すること。
- ・ なお、参加者アンケートの内容は、県と協議の上、決定すること。

##### イ 事業効果検証

受託者は、本業務の完了後、下記の事項について、集計及び分析を行い、レポートとして提出すること。

- ・ スタンプラリー参加者の属性（年齢、性別、居住地域、参加形態等）
- ・ 各参加者のスタンプ獲得数及び内容
- ・ 各スタンプ設置箇所のスタンプ獲得数
- ・ 4広域振興局圏毎のスタンプ獲得状況
- ・ 参加者アンケートの内容
- ・ 結果やアンケートの意見を踏まえた事業の総括

#### (6) その他

ア 本業務は、県とTPCの連携協定に基づく「ポケモンローカル Acts」の取組の一環であることから、最終的な実施内容や制作物のデザイン等については、県及びTPCと協議・調整の上、決定するもの。

そのため、提案のあった企画内容に変更が生じる可能性があることに留意すること。

イ イシツブテに関する素材は、県から受託者に提供したものに限り使用可能であるもの。

ウ 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢を勘案し、柔軟に対応すること。

エ その他業務の詳細については、県と協議の上、実施すること。

## 3 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県と協議の上、定めること。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和 42 年 3 月 28 日規則第 18 号）第 6 条に定める備品）については、業務終了後、県に帰属する。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

## (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

## (7) 目的外使用等の禁止

受託者は、本業務に係るデータ等について受託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (8) 複写及び複製の禁止

受託者は、県の指示によるものを除き、本業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

## (9) 書類の保管

本業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

## (10) その他

本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。

## 4 その他の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス等の社会情勢を勘案し、県は事業の中止又は代替措置の実施を指示することがある。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

### (個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### (保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項  
(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した)個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第16 第1から第5まで及び第7から第16までの規定は、(※①個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。))第73条第1項に規定する仮名加工情報②個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。))第121条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報③個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。))第123条第1項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第17 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第18 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第19 受注者は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第20 受注者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

注1 特記事項中の(※)の箇所については、業務の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。

2 特記事項に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常本契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、本契約において契約事項として措置されていない場合には、特記事項を契約解除の要件、損害賠償の対象に加える等の措置をする必要がある。

3 業務の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。